

平成29年度 市・県民税（個人住民税）の申告について

平成29年度市・県民税（個人住民税）の申告をしていただく時期となりました。

市・県民税の申告は、市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算出基礎となるほか、各種届出・申請に必要な証明書を発行する場合の重要な資料となります。

平成28年中（1月1日～12月31日）の所得等について「市民税・県民税申告書」に必要事項をご記入の上、申告期限までにご提出ください。

市・県民税の申告が必要な方

この市・県民税の申告書を提出していただく必要のある方は、平成29年1月1日現在に飯田市にお住まいの方で、次の1から4のいずれかの条件に該当される方です。

※ただし、所得税の確定申告をした方は、この申告書の提出は不要です。

1 給与収入があった方で、次の(1)～(3)に該当する方

(1) 年末調整の済んでいる給与のほか収入がある方

※ただし、その他の所得金額が20万円を超える場合や2か所以上からの給与収入がある場合は、所得税の確定申告が必要です。

(2) 平成28年中に、わずかもアルバイト、パートなどをしてきた方

(3) 「源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける方（医療費控除や扶養親族の追加など）

2 公的年金を受給されている方で、公的年金の収入金額が400万円以下かつ次の(1)(2)に該当する方

(1) 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける方（医療費控除や扶養親族の追加など）

(2) 公的年金収入のほかに、収入がある方

※その他の所得金額が20万円を超える場合や公的年金収入の合計額が400万円を超える場合、公的年金から源泉徴収されている所得税の還付を受けられる場合は、所得税の確定申告が必要です。

3 給与・公的年金以外の収入（営業等、農業、不動産、配当など）があった方

4 平成28年中の収入がない方、収入が非課税所得のみ（障害年金、遺族年金、失業手当など）の方

※収入がなかった場合は、収入がなかったということを申告してください。所得証明書の発行や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料の算定などの基礎資料になります。

申告相談について

1 申告相談時に必要な物

申告相談にお越しいただく際には、以下の物を必ずご用意ください。

(1) マイナンバー（個人番号）の確認と身元確認をするための書類（別紙をご確認ください）

・個人番号カードをお持ちの方

個人番号カード（顔写真の入ったICチップ付きプラスチックカード）

・個人番号カードをお持ちでない場合

通知カード（紙製、個人番号確認に使用）と**写真付身分証明書**（運転免許証、パスポートなど、身元確認に使用） ※通知カードは切り離さないままで結構です。

・ご家族が本人に代わり申告する場合

上記に加えて、委任状、申告者本人の健康保険証が必要です。別紙をご確認ください。
「平成29年度 市民税・県民税申告書」（飯田市から送付される氏名等が印字された申告用紙）は申告者本人の身元確認、代理権の確認に使用出来ますのでお持ちください。

・その他

(2) 印鑑

(3) 平成28年中の収入を明らかにできる書類

・給与収入、公的年金収入のある方は、**源泉徴収票（原本）**

・営業、農業などの事業収入や不動産収入のある方は、収支内訳書

・その他、所得等を明らかにできる書類

(4) 控除を受ける場合は控除を受けるための証明書類

※証明書類がない場合は、金額などの確認ができないため控除を受けることができません。

・社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方は、平成28年中の**支払額の証明書や領収書**をお持ちください。

・医療費控除を受ける方は、平成28年中の**医療費や医薬品の領収書、おむつ使用証明書**などをご用意いただき、医療費の金額と保険などで補填された金額を、人・医療機関別にまとめたうえでお持ちください。

・障害者控除を受ける場合は、該当する方全員の**障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は障害者控除対象者認定証**をお持ちください。

2 申告相談をご利用いただく際のお願い

(1) 申告相談会場での待ち時間短縮のため、営業等・農業・不動産所得のある方や医療費控除を受ける方は、年間の収入(売上)や必要経費、支払った医療費の金額などを、事前にご自分で整理・集計した上でご来場くださるよう、ご協力をお願いします。

(2) 税務署から確定申告書が郵送された方や譲渡所得のある方は、各地区で行う申告相談ではお取り扱いできない場合がありますので税務署での申告をお願いします。

また、**青色申告者、山林所得のあった方、住宅借入金等特別控除を受ける方も、税務署での申告をお願いします。**

※飯田税務署 飯田市高羽町6丁目1番5号 代0265-22-1165

申告書の提出方法及び提出先

1 郵送または窓口での提出

・記入済みの申告書に各種必要書類を必ず添付して、郵送いただくか、市役所税務課又は各地区の自治振興センター窓口へ提出してください。

・**マイナンバー（個人番号）の確認と身元確認をするための書類の写し（コピー）を添付してください。（別紙をご確認ください）**

・2月8日(水)から3月15日(水)の間は、**税務課職員は各地区へ申告相談に出張しておりますので、この期間に市役所税務課窓口へお越しいただいても、記入済み申告書の受取りはできませんが、申告の相談をお受けすることはできません。**

2 申告会場での提出

・各種必要書類を必ずお持ちいただき、お住まいの地区の申告相談へお越しください。

・申告相談会場は混雑する場合がございますので、郵送での提出にご協力をお願いします。

**申告書の提出期限
3月15日(水)まで**

申告書送付先・お問い合わせはこちらへ

〒395-8501 飯田市大久保町2534番地 飯田市役所税務課市民税係

電話 0265-22-4511 内線 5161、5162、5163

《国外居住者親族に係る扶養控除等の書類の添付義務化について》

平成27年度の税制改正で、日本国外に居住している親族（国外居住親族）に係る扶養控除等の適正化の観点から、所得税の確定申告や市・県民税の申告等において、**国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族を含む）の適用を受ける者は、「親族関係書類及び送金関係書類を添付又は、提示をしなければならない」**こととされました。

なおこの制度は、日本国籍の有無にかかわらず、日本で課税がある人は対象となります。

《ふるさと納税ワンストップ特例制度の手続をされた方へ》

ふるさと納税制度が改正され、平成27年4月1日以降に行ったふるさと納税について、寄附先の市区町村や都道府県に申告特例申請書を提出することで所得税の確定申告や市・県民税の申告をすることなく寄附金税額控除が適用される仕組み「ワンストップ特例制度」が創設されました。この制度は、所得税の確定申告や市・県民税の申告をする必要のない方が対象となる制度のため、申告特例申請書を提出された方であっても、次に掲げる場合は申告により寄附金控除・寄附金税額控除を受ける必要がありますので、ご注意ください。

- ・6以上の市区町村又は都道府県へ寄附をされた場合
- ・所得税の確定申告又は市・県民税の申告をされる場合
- ・申告特例申請書又は申告特例事項変更届出書に記載した住所地市町村と、寄附した年の翌年1月1日現在の住所地市区町村が異なる場合

<ふるさと納税ワンストップ特例制度に関する詳しい説明は、総務省のホームページをご覧ください。>

所得金額と控除額の計算資料

【資料① 給与所得の計算表】

給与収入金額の合計 (申告書表面1のカの金額)	(A)	円
給与収入金額(A)の額		給与所得の金額
0円 ～ 650,999円		0円
651,000円 ～ 1,618,999円		(A)－650,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円		969,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円		970,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円		972,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円		974,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(A)÷4=(B)	(B)×4×60%
1,800,000円 ～ 3,599,999円	(B)×4×70%－180,000円	(B)×4×80%－540,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	捨て	
6,600,000円 ～ 9,999,999円	(A)×90%	－1,200,000円
10,000,000円 ～ 11,999,999円	(A)×95%	－1,700,000円
12,000,000円 以上	(A)－	2,300,000円

●上の表に当てはめて計算した給与所得の金額を、申告書「2所得金額」の⑥に 記入してください。

【資料③ 地震保険料控除額の計算表】

*1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、どちらかの保険料の選択となります。

地震保険料		旧長期損害保険料	
申告書表面3の⑮の「地震保険料の計」の金額	(A) 円	申告書表面3の⑯の「旧長期損害保険料の計」の金額	(C) 円
(A)×1/2 (最高25,000円)	(B) 円	(C)が5,000円以下の場合 …(C)の金額	(D) 円
		(C)が5,001円以上の場合 …(C)×1/2+2,500円 (最高10,000円)	(D) 円
地震保険料控除額 (B)+(D)		(最高25,000円)	円

●上の表で計算した地震保険料控除額を、申告書「4所得から差し引かれる金額」の⑮に記入してください。

【資料⑤ 生命保険料控除額の計算表】

新契約保険料用控除額の計算		旧契約保険料用控除額の計算	
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額
0円 ～ 12,000円	支払保険料の金額	0円 ～ 15,000円	支払保険料の金額
12,001円 ～ 32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	15,001円 ～ 40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
32,001円 ～ 56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	40,001円 ～ 70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
56,001円 以上	一律 28,000円	70,001円 以上	一律 35,000円

一般の生命保険料	申告書表面3の⑰の「新生命保険料の計」の金額	(A) 円	申告書表面3の⑱の「旧生命保険料の計」の金額	(B) 円	計(A)+(イ)=(ウ) 円	(イ)と(ウ)のいずれか大きい金額
	(A)を上計算式に当てはめて計算した金額	(最高28,000円) (ア) 円	(B)を上計算式に当てはめて計算した金額	(最高35,000円) (イ) 円	(最高28,000円) (ウ) 円	(エ) 円

個人年金保険料	申告書表面3の⑲の「新個人年金保険料の計」の金額	(C) 円	申告書表面3の⑳の「旧個人年金保険料の計」の金額	(D) 円	計(オ)+(カ)=(キ) 円	(カ)と(キ)のいずれか大きい金額
	(C)を上計算式に当てはめて計算した金額	(最高28,000円) (オ) 円	(D)を上計算式に当てはめて計算した金額	(最高35,000円) (カ) 円	(最高28,000円) (キ) 円	(ク) 円

介護医療保険料	申告書表面3の㉑の「介護医療保険料の計」の金額	(E) 円	(ケ)の金額		
	(E)を上計算式に当てはめて計算した金額	(最高28,000円) (ケ) 円			

●上の表で計算した生命保険料控除額を、申告書「4所得から差し引かれる金額」の㉑に記入してください。

生命保険料控除額 (エ)+(ク)+(ケ)	(最高70,000円)	円
-------------------------	-------------	---

《太陽光発電設備による売電収入の申告について》

近年、自宅や土地に太陽光発電設備を設置し、発電による電力を電力会社に売却している方が増えています。売電収入は、それを事業として行っている場合や、他に事業所得がありその付随業務として行っているような場合には「事業所得」、個人が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には「雑所得」として所得税・住民税の課税対象となりますので、所得税の確定申告または住民税の申告をしてください。

なお、収入が、年末調整済みの給与または公的年金と売電収入のみの方の場合、売電に係る所得金額が20万円以下のときは所得税の確定申告は必要ありませんが、市・県民税の申告はしていただく必要がありますので、ご注意ください。

◆売電に係る所得金額の計算方法

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{電力会社から} \\ \text{支払われた} \\ \text{売電料} \\ \text{(収入金額)} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{太陽光発電設備} \\ \text{の減価償却費} \\ \text{(耐用年数17年)} \\ \text{(A)} \\ \hline \end{array} \right) + \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{他の} \\ \text{経費} \\ \text{(B)} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{売却した} \\ \text{電力量} \\ \text{÷} \\ \text{発電した} \\ \text{電力量} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array}$$

(A)「減価償却費」=(設備の取得価額－補助金)×償却率0.059×(その年に使用していた月数÷12月)

※「0.059」は耐用年数17年の場合の償却率

(B)「その他の経費」には設備導入に係る借り入れ利息などが該当します。

申告書の書き方

〔表〕

①・② 収入金額等、所得金額

所得の種類	内容	必要経費等	記載欄
事業所得	営業等	その収入を得るために支出した費用、専従者給与	1のア 2の①
	農業	必要書類 ・ 収支内訳書	1のイ 2の②
不動産所得	アパート、マンション、貸家、貸地(小作料・駐車場なども含む。)などから生ずる所得		1のウ 2の③
利子所得	公債、社債、預金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の分配金などの所得	なし	1のエ 2の④
配当所得	法人から受け取る株式の配当金、証券投資信託の分配金などの所得	元本を取得するために要した負債の利子	1のオ 2の⑤
給与所得	給与、賃金、賞与(パート、アルバイトを含む。)等の所得	※表面にある【資料① 給与所得の計算表】により給与所得の金額を求めることができます。	1のカ 2の⑥
	※ 源泉徴収票のない方は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」に記入ください。		
雑所得	公的年金等	※表面にある【資料② 公的年金等に係る雑所得の計算表】により公的年金等に係る雑所得の金額を求めることができます。	1のキ 2の⑦
	その他	その収入を得るために支出した費用	1のク 2の⑦
総合譲渡	自動車、機械器具、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得(商品、原材料などの棚卸資産は除かれます。) ○短期…資産取得後5年以内の譲渡 ○長期…資産取得後5年超の譲渡	譲渡した資産の取得費と譲渡するために要した費用(特別控除額は、「50万円」が「譲渡益」のいずれか少ない方)	1のケ 2の⑧
一時所得	生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金などの所得	その収入を得るために、支出した費用(特別控除額は、「50万円」が「収入-必要経費」のいずれか少ない方)	1のサ 2の⑧

③・④ 所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の要件等	控除額 (住民税の場合の額)	記載欄
⑩ 雑損控除	平成28年中におなたやあなたの扶養親族等が所有する生活用資産が、災害、盗難、横断によって損害を受けた場合 必要書類 ・ 罹災証明書、被害届出証明書 ・ 災害関連支出の領収書など	次のいずれか多い金額 (1) 損失額-保険等による補てん額 - (総所得金額等の10%) (2) 災害関連支出の金額-5万円	3の⑩ 4の⑩
⑪ 医療費控除	平成28年中に、あなたやあなたの扶養親族等の医療費を一定金額以上支払った場合 必要書類 ・ 医療費や医薬品の領収書 ・ おむつ代については、医師の発行する「おむつ使用証明書」など ※医療費控除の対象とならないもの具体例 (1) 介護用品の購入費やレンタル料 (2) 疾病予防や健康増進のための健康食品、栄養ドリンク (3) インフルエンザ、肺炎球菌の予防接種 (4) 人間ドックその他の健康診断の費用 ただし、健康診断により重大な疾病が発見され、かつその疾病の治療をした場合には、その健康診断の費用も医療費控除の対象となります。	(支払った医療費の額-保険金等補てんされる額)-(総所得金額等の5%)又は「10万円」のいずれか少ない金額 [控除限度額 200万円]	3の⑪ 4の⑪
⑫ 社会保険料控除	平成28年中に、あなたやあなたの扶養親族等の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った場合 必要書類 ・ 国民年金保険料、国民年金基金掛金については社会保険料控除証明書	支払金額全額 ※給与・公的年金等から差引された保険料は、給与・公的年金等の支払いを受けた人の所得からしか控除できません。	3の⑫ 4の⑫
⑬ 小規模企業共済等掛金控除	平成28年中に、小規模企業共済の掛金又は個人型確定拠出年金の掛金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 必要書類 ・ 支払った掛金額の証明書	支払金額全額	4の⑬
⑭ 生命保険料控除	平成28年中に、あなたやあなたの扶養親族等を受取人とする生命保険、介護医療保険、個人年金保険の保険料・掛金を支払った場合 必要書類 ・ 支払額などの証明書	表面の【資料⑤ 生命保険料控除額の計算表】により計算した生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の合計額 [合計適用限度額] 70,000円	3の⑭ 4の⑭
⑮ 地震保険料控除	平成28年中に、あなたやあなたの扶養親族等が有する家屋で常時居住の用に供するものの地震保険料・旧長期損害保険料を支払った場合 必要書類 ・ 支払額などの証明書 ※1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、どちらかの保険料の選択となります。	表面の【資料③ 地震保険料控除額の計算表】により計算した地震保険料・旧長期損害保険料の控除額の合計額 [合計適用限度額] 25,000円	3の⑮ 4の⑮

③・④ 所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の要件等	控除額 (住民税の場合の額)	記載欄
寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 (1) 夫と死別若しくは離婚した後、婚姻をしていないか、または夫の生死が明らかでない方であって、扶養親族または生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていない者で平成28年中の総所得金額等が38万円以下の者に限る)がある場合 (2) 夫と死別した後、婚姻をしていないか、又は夫の生死が明らかでない方であって、あなたの平成28年中の合計所得金額が500万円以下である場合 (3) 夫と死別若しくは離婚した後、婚姻をしていないか、又は夫の生死が明らかでない方であって、次の要件に該当する場合 (ア) 扶養親族である子がある。 (イ) 平成28年中の合計所得金額が500万円以下である。	(1)または(2)に該当する場合 …26万円 (3)に該当する場合(特別寡婦) …30万円	3の⑯ 4の⑯
	寡夫控除	妻と死別若しくは離婚した後、婚姻をしていないか、又は妻の生死が明らかでない方であって、以下の要件に該当する場合 (1) 生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていない者で、平成28年中の総所得金額等が38万円以下の者に限る。)がある。 (2) 平成28年中の合計所得金額が500万円以下である。	26万円
⑰ 勤労学生控除	大学、高等学校などの学生・生徒で、平成28年中の合計所得金額が65万円以下(給与所得の場合、収入額が130万円以下)かつ給与以外の所得が10万円以下の場合 必要書類 ・ 学校から交付された学生証等	26万円	3の⑰ 4の⑰
⑱ 障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満を含む)が障害者の場合 必要書類 ・ 障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、障害者控除対象者認定証【各障害者控除の該当要件】 ○障害者 身体障害者手帳3～6級の方、療育手帳の表示Bの方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるとして福祉事務所から障害者控除対象者認定証を受けた方など ○特別障害者 身体障害者手帳1、2級の方、療育手帳の表示Aの方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるとして福祉事務所等から障害者控除対象者認定証の交付を受けた方など ○同居特別障害者 特別障害者のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族との同居を常としている方 配偶者(内縁関係は対象外)が以下の要件に該当する場合 (1) あなたと生計を一にしている。 (2) 合計所得金額が38万円以下である。 (3) 事業専従者ではない。 (4) 他者の扶養親族ではない。 あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、あなたの配偶者(内縁関係を除く)が以下の要件に該当する場合 (1) あなたと生計を一にしている。 (2) 前年中の合計所得金額が38万円超で76万円未満の場合 ※配偶者控除との併用は不可	自身が障害者の場合 障害者…26万円 特別障害者…30万円 配偶者・扶養親族が障害者の場合(1人につき) 障害者…26万円 特別障害者…30万円 同居特別障害者…53万円	3の⑱ 4の⑱
	⑲ 配偶者控除	配偶者(内縁関係は対象外)が以下の要件に該当する場合 (1) あなたと生計を一にしている。 (2) 合計所得金額が38万円以下である。 (3) 事業専従者ではない。 (4) 他者の扶養親族ではない。 あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、あなたの配偶者(内縁関係を除く)が以下の要件に該当する場合 (1) あなたと生計を一にしている。 (2) 前年中の合計所得金額が38万円超で76万円未満の場合 ※配偶者控除との併用は不可	配偶者が70歳以上の場合…38万円 上記以外…33万円
⑳ 配偶者特別控除	配偶者の合計所得を表面の【資料④ 配偶者控除・配偶者特別控除額の表】に当てはめた額。		
㉑ 扶養控除	親族が以下の要件に該当する場合 (1) あなたと生計を一にしている。 (2) 平成28年中の合計所得金額が38万円以下である。 (3) 年齢が16歳以上である。 (4) 事業の事業専従者ではない。 (5) 他者の扶養親族ではない。 ※一人を、複数の人が扶養親族又は控除対象配偶者とすることはできません。 ※16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)は、扶養控除の対象にはなりませんが、住民税の非課税を判定する際の扶養親族数には算入されますので、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」欄に、氏名などを記入してください。 ○同居老親等…あなた又はあなたの配偶者との同居を常としている。あなた又はあなたの配偶者の直系尊属(両親、祖父母など。叔父・叔母などは該当しません)	扶養親族1人につき 16歳未満の親族(年少扶養親族)……………0円 16～18歳の親族……………33万円 19～22歳の親族(特定扶養親族)……………45万円 23～69歳の親族……………33万円 70歳以上の親族(老人扶養親族)……………38万円 老人扶養親族の内、同居老親等……………45万円	3の㉑ 4の㉑
	㉒ 基礎控除	一律にこの控除が受けられます。	33万円

【お知らせ】
申告書を手書きする代わりに、源泉徴収票等の内容を入力すると、パソコンで作成された申告書が作成できます。
詳しくは、飯田市ウェブサイト(<http://www.city.iida.lg.jp/>)にて「市民税 申告書」で検索してみてください。

申告書の書き方

〔裏〕

⑥ 給与所得の内訳

源泉徴収票のない方は、収入金額、賞与等、勤務先名などを記入し、収入が分かる書類(給与明細等)を添付してください。
※源泉徴収票のある給与については記入不要です。

⑦ 事業・不動産所得に関する事項

事業所得(内職含む)、農業所得、不動産所得などがある方は、所得の種類と、所得ごとに収入、必要経費などを集計した金額を記入ください。必要経費の詳しい説明は、申告書用紙の「事業所得記載要領」をご覧ください。

⑧ 配当所得に関する事項

⑨ 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
⑩ 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
該当する所得がある方は所得の内容、収入金額、必要経費などを記入してください。

⑪ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名、続柄、従事月数、専従者給与(控除)額、個人番号などを記入してください。専従者控除の要件は、申告書用紙の「事業所得記載要領」をご覧ください。

⑫ 別居の扶養親族等に関する事項

扶養親族・控除対象配偶者のうち、あなたと別居している方の氏名、個人番号、住所を記入してください。

⑬ 事業税に関する事項

個人事業税(県税)が課税される業務を営む方で、その事業の所得金額が事業主控除額(290万円)。平成28年中に開、廃業した場合は月割相当額)を超える場合は、該当項目を記入してください。

⑭ 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式譲渡等所得割額の控除を受けようとする場合は、配当・譲渡益から特別徴収された県民税配当割又は県民税株式譲渡等所得割の額を記入してください。

⑮ 寄附金に関する事項

必要書類 ・ 寄附金等の受領書
都道府県や市区町村への寄附金(ふるさと納税など)、長野県共同募金会もしくは日本赤十字社長野支部への寄附金又は所得税の寄附金控除の対象となる寄附金等のうち長野県もしくは飯田市が条例で定めたものに対する寄附金等の金額を、該当する欄に記入してください。